

民間規格等の審議に係る要領（案）

2024年 6月 28日 制定

2025年 5月 28日 改正

2025年 12月 3日 改正

2026年 5月 22日 改正

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が、高圧ガス保安法における保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価するにあたり、本委員会の規則に定めのない具体的な審議要領について、以下の通り定める。

1. 評価申請の受付

事務局は、次年度の評価申請の受付のため、前年度中に「〇〇年度 高圧ガス保安法における民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価申請について」として公募を行い、評価申請を受けた場合、評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な添付資料1～6（以下、審議資料）の提出を求める。

原則として公募以外の方法により評価申請の受付は行わないものとするが、個別に評価申請の要請があった場合は、公募による受付と同様に審議資料の提出を求めたうえで、本委員会に受付可否を諮るものとする。

事務局は、評価申請の受付に基づき各委員会の開催等のスケジュールを策定し、次年度の事業計画に反映する。

2. 本委員会の審議手順

(1) 技術評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料に基づき別紙1の技術評価書（案）を作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。

また、事務局は、本委員会の審議毎に評価対象となる民間規格に関して、利害関係にある委員の有無について、民間規格等申請団体の規格作成委員会名簿への記載有無および委員による自己申告により確認した結果を技術評価書（案）に記載する。

(2) 委員からの意見聴取

事務局は、本評価委員会開催までに審議資料や技術評価書（案）に対する委員の意見を聴取する。

意見を聴取する方法は、原則として電磁的方法によるものとし、事務局は各委員から聴取した意見を電磁的記録により保管する。

(3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請

事務局は、本委員会開催までに各委員から聴取した意見をまとめ、各委員および評価

申請者に電磁的方法により提示し、評価申請者による回答が必要な場合は、評価申請者に本委員会開催までに回答を行うよう要請する。

(4) 本委員会での審議

本委員会では、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件（3）評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a. 委員長は、本委員会を開催する。
- b. 本委員会は、審議資料および技術評価書（案）について審議する。
- c. 審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d. 書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e. 委員長は、各委員が専門家として意見を表明していることを確認し、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。

(5) 本委員会の審議結果と対応について

審議結果に対する各対応は以下の通りとする。なお、審議結果に基づく民間規格等の評価は、評価申請のあった保安検査の方法としての妥当性に関係する事項に限定しなければならない。

- a. 本委員会の規則に従い承認が決議された後、意見公募手続きへ進む。
- b. 条件付き（審議資料もしくは技術評価書（案）の訂正等）で承認された場合は、後日、その条件を満足したことの証跡を事務局から本委員長へ送付し、本委員長の確認後、意見公募手続きへ進む。
- c. 再審議となった場合は、評価申請者は再審議のための本委員会開催までに再審議に必要な資料等を作成し、事務局に提出しなければならない。事務局は評価申請者から提出された再審議に必要な資料等を各委員に配布する。
- d. 保安検査の方法として不適として承認されなかった場合は、不適とした理由を記載した回答書を委員長名で事務局より評価申請者へ送付する。

(6) 意見公募手続き

事務局は、本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に

公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。パブリックコメントの手順は以下の通り。

- a. 外部への公開方法等のパブリックコメントの詳細は、「情報公開等に係る要領」による。
- b. パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に本委員会の委員長名で技術評価書（案）を提出する。
- c. パブリックコメントは、少なくとも 30 日間の意見公募期間を設け、技術評価書（案）を添付して広く意見募集を実施して行う。
- d. 事務局は、パブリックコメントの結果をまとめ、メール等により本委員会の委員に通知する。
- e. 委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書（案）の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。

3. プロセス評価委員会の審議手順

(1) 全体評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会の審議およびパブリックコメントへの対応が終了した後、プロセス評価委員会開催までに別紙 2 の全体評価書（案）を作成し、本委員会の議事録、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等と併せてプロセス評価委員に配布する。

また、事務局は、プロセス評価委員会の審議毎に評価対象となる民間規格に関して、利害関係にある委員の有無について、民間規格等申請団体の規格作成委員会名簿への記載有無および委員による自己申告により確認した結果を全体評価書（案）に記載する。

(2) プロセス評価委員からの意見聴取

事務局は、プロセス評価委員会開催までに本委員会の議事録、審議資料、技術評価書、パブリックコメントへの対応に関する資料等および全体評価書（案）に対するプロセス評価委員の意見を聴取する。

意見を聴取する方法は、原則として電磁的方法によるものとし、事務局は各委員から聴取した意見を電磁的記録により保管する。

(3) 意見聴取結果の提示と意見に対する評価申請者への回答要請

事務局は、プロセス評価委員会開催までに各委員から聴取した意見をまとめ、各委員に電磁的方法により提示するとともに、必要に応じてプロセス評価委員会にて意見に対する回答を行うよう評価申請者に要請する。

(4) プロセス評価委員会での審議

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性

及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a. プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。
- b. プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書(案)について審議する。
- c. 審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d. 書面審議はプロセス評価委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e. プロセス評価委員長は、各委員が専門家として意見を表明していることを確認し、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。
- f. プロセス評価委員会の審議の結果は、メール等により本委員会の委員に通知する。

(5) プロセス評価委員会の審議結果と対応について

審議結果に対する各対応は以下の通りとする。

- a. 本委員会の規則に従い承認が決議された後、当該民間規格を民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を確認した規格として、「民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領」に基づき規格番号を付与する。
- b. 条件付き(全体評価書(案)の訂正等)で承認された場合は、後日、その条件を満足したことの証跡を事務局からプロセス評価委員長へ送付し、プロセス評価委員長の確認後、規格番号を付与する。
- c. 制改定プロセスに重大な不備があり承認されなかった場合は、本委員会の委員長は本委員会での再審議等、必要な対応を行う。

(6) 民間規格のリスト化

事務局は、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名およびプロセス評価委員会の委員長名で経済産業省に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。

(7) 民間規格の見直し

リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改正^完、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。

事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。

^完改正：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

(8) 妥当性を確認した民間規格のリスト掲載期限

保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、リスト掲載期限は以下の通りとする。

- a. 当該民間規格の改正版がリストに掲載される日を掲載期限とする。ただし、経過措置として、改正前の民間規格は、改正版がリストに掲載された日から起算して1年間または当該民間規格を作成した団体が別途定める経過措置期間のいずれかのうち、後に到来する日を掲載期限とする。なお、この経過措置に該当する規格については、旧版に対する経過措置としての掲載期限であることを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。
- b. 前項 a.によらず、本委員会が次の各号のいずれかに該当するものと決議したときは、その決議日を掲載期限とする。ただし、経過措置として、決議日から起算して1年間または当該規格が前項 a.により定められていた掲載期限がある場合は、いずれか先に到来する日を掲載期限とする。なお、この経過措置に該当する規格については、下記①～③のいずれかに該当する理由と掲載期限とを明示のうえ、リスト上に公表するものとする。
 - ① 重大な瑕疵が確認され、保安検査の方法として妥当性が失われた場合。
 - ② リスト化された時点から5年以上が経過したにも関わらず、特段の理由なく見直しが行われていない場合。
 - ③ 当該民間規格を作成した団体が当該規格を廃止した場合、または団体の解散その他の理由により規格の維持・管理が不可能となった場合。

4. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員の選定について

委員は表 1 に示す委員選定のカテゴリから構成されるものとする。本委員会の規則に規定されていない選定に関する条件は以下の通りとする。

- a. 表 1 の各カテゴリの合計委員数は、最大でも全委員数の 1/3 を超えてはならない。
- b. 各カテゴリの委員は表 1 に従い選任し、委員は当該カテゴリの分野において幅広い見識を有し、任命時点において現に当該分野の活動又は業務をしている者であって当該分野を代表すると認識できること。

5. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員長の役割と業務

本委員会の規則および本要領の他項に規定されていない本委員会およびプロセス評価委員会の委員長の役割と業務は以下の通りとする。

- a. 委員長は副委員長および事務局と協議し委員会の開催日時および議題を設定する。
- b. 委員長が欠席した場合は副委員長が委員長の職務を行い、その他委員長が定める職務を行う。
- c. 委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に議長の任を解かれ副委員長が

議事の進行等の職務を行うものとする。副委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に副委員長の任を解かれ委員長が議事進行などの職務を行うものとする。

- d. 委員長及び副委員長は年に一度、各委員の参加状況及び所属カテゴリを確認し委員会で報告するとともに、委員の退任が生じた場合は後任の選任任命を要請する。
- e. 委員長及び副委員長は、審議の内容により委員の追加の必要が生じた場合はその旨を委員会で提言する。

6. 事務局

本委員会の規則および本要領の他項に規定されていない事務局の役割と業務は以下の通りとする。

- a. 事務局は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。
- b. 事務局は、本委員会の規則、要領ならびに各委員長の指示に従い、各委員会の運営に関する次の事務を行う。
 - ① 各委員会の名簿の管理。
 - ② 会議案内通知の作成及び会議手配、資料配布、出欠管理、会議議題、議事録、投票及び投票記録の管理作成及び配布。
 - ③ 各委員会の議事進行が規定に従い進められているかの確認。
 - ④ パブリックコメントを実施するための web ページとパブリックコメントの管理。
 - ⑤ リスト化した規格に対する問い合わせを受け付けるための web ページ、連絡先メールアドレス、問い合わせと回答内容のリスト管理および各委員会への提示等。
 - ⑥ 公開又は非公開を問わず、各委員会の審議で使用した議事録、及び資料(技術的根拠資料を含む)の電子書類化と維持管理。
 - ⑦ 本委員会で承認した規格一覧の管理と本委員会のホームページ上での公開。
 - ⑧ その他本委員会の運営管理に関して必要となる事務的な庶務。
- c. 事務局は、各委員会の委員長、副委員長もしくは委員に求められた場合を除き、審議において意見を述べてはならない。

7. 問い合わせ、異議等申立への対応

(1) 問い合わせ

本委員会は、リスト化した民間規格について、文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。

(2) 異議等申立

本委員会は、リスト化した民間規格等について、文書等により異議等（異議および苦情）があった場合には、「異議等申立対応要領」に従い対応する。

8. その他規定されていない事項

この要領の変更又はこの要領に定められていない事項については、本委員会の承認を経て定める。

附則1（2024年6月28日）

1. 本要領は、本委員会が民間規格評価機関として国より認可された日を制定日とする。

別紙 1

「 (規格名) 」に関する技術評価書 (案)

●年●月●日

設備技術規格評価委員会

民間規格等作成団体が作成した民間規格、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて (内規)」に基づき、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価した。

I. 「 (規格名) 」に関する技術評価書

技術評価の要件 (設備技術規格評価委員会規則第 8 条並び に民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥)	評価	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が設備技術規格評価委員会規則の附属書 1 に記載された要件を満たしているか。 ※附属書 1 に対する差異事項がある場合はその説明をすること。		附属書 1 (チェックリスト) にて確認。
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。		
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。		
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。		
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。		

II. 添付資料

資料 1 設備技術規格評価委員会 委員名簿 (●年●月●日現在)

資料 2 民間規格等作成団体 作成資料 (添付資料 1 ~ 6)

附属書1 審査申請する規格基準類の要件（チェックリスト）

項目	評価
<p>1. 公開性</p> <p>当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。</p>	
<p>2. 優越性の排除</p> <p>当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。ここにおいて支配とは、抜きんできた権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場、もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。</p>	
<p>3. 当該規格の制改定に關与する委員のバランス</p> <p>当該規格の制改定に關与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 関連する製品の生産者またはサービスの提供者 2) 製品又はサービスのユーザー 3) 一般的な利害関係者 	
<p>4. 関連規格との調和</p> <p>規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。</p>	
<p>5. パブリックコメントの実施</p> <p>パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。</p>	

項目	評価
<p>6. コンセンサスに対するエビデンス</p> <p>規格の制改策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。</p> <p>ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。</p>	
<p>7. 不服の申し立て</p> <p>規格の制改策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。</p>	
<p>8. 規格の解釈対応責任</p> <p>規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。</p>	
<p>9. 規格の維持管理責任</p> <p>規格の改定見直しが少なくとも5年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。</p> <p>また、保安検査の方法として改訂版が承認されるにあたり、過去に承認された旧版の有効期限をあらかじめ明確に定めていること。</p>	

別紙2

「 (規格名) 」に関する全体評価書

I. 審査経緯

項目	説明（記載例）
1. 設備技術規格評価委員会の審議、承認日	① 設備技術規格評価委員会 第●回委員会（●年●月●日）にて承認 ② プロセス評価委員会 第●回委員会（●年●月●日）にて承認
2. 設備技術規格評価委員会の議決状況	設備技術規格評価委員会規則第●条及び●条により、●/●以上の出席により各委員会が成立し、委員の過半数の賛成により承認 ① 設備技術規格評価委員会 賛成●名（委員総数●名 出席●名 委任状●名） ② プロセス評価委員会 賛成●名（委員総数●名 出席●名 委任状●名）
3. 設備技術規格評価委員会の主な意見及び対応	各委員会における主な意見は以下の通り。 ① 設備技術規格評価委員会 （委員会の意見を記載） ② プロセス評価委員会 （委員会の意見を記載）
4. 民間規格等作成団体の審査経緯	① 民間規格等作成団体の審議依頼日： ●●年●月●日 ② 民間規格等作成団体の名称： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会
5. 外部公示結果及び意見への対応概要	① 外部へ公示し、意見を聞いた期間： ●●年●月●日～●●年●月●日（30日間） ② 公示媒体： 設備技術規格評価委員会のホームページ ③ 公示の結果：添付資料●参照
6. 民間規格等作成団体の審査の状況	① 案件の要望者： （例）現場の設備管理者 ② 民間規格等作成団体の名称： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会 ③ 民間規格等作成団体の審議： ●●年●月●日 第●回●●部会●●委員会 ④ 民間規格等作成団体の議決状況： ●●部会 ●●委員会規則第●条により可決（書面審議）

項目	説明（記載例）
7. 民間規格等作成団体の技術的専門性の確認	技術評価書にて確認
8. 審議記録の保存について	① 記録の保存方法：設備技術規格評価委員会にて保管。 ② 記録の保存期間：5年
9. 技術的問い合わせの対応	① 問い合わせ先： 一般社団法人 ●●協会 ●●部会 ② 問い合わせへの対応方法： 問い合わせ者に対し、民間規格等作成団体より回答する。また問い合わせ内容に応じ、必要があれば民間規格等作成団体で対応を検討する。
10. その他、特記事項	なし

II. 「民間規格評価機関の要件（3）評価プロセス」との適合性確認

評価プロセスの要件	評価	確認内容
1. 評価される民間規格に関するものは、規格評価プロセスへの参加が認められているか。	○	<p><u>評価される民間規格に関するものとして、●●が参加している。</u></p> <p>設備技術規格評価委員会規則第4条において民間規格等に係る利害関係者を幅広く選任することと想定しており、参加への制限はない。</p>
2. 規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けているか。	○	<p><u>金銭的な制約は設けていない。</u></p> <p>設備技術規格評価委員会規則第23条において、本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出することとしている。また、日本溶接協会に属していない団体であっても、本委員会に参加し、当該団体が作成した民間規格等を付議し、承認を求めることができる。ただし、その審議に経費を要する場合、本委員会は実費の負担を求めることができる。</p>
3. 評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件づけているか。	○	<p><u>各評価委員会名簿のとおり、議決への参加に日本溶接協会の会員資格を条件づけていない。</u></p>
4. 作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申し立ての適切な処理手順を文書で定められているか。	○	<p><u>異議申し立てに関する取り扱いの手順は設備技術規格評価委員会規則、関連要領等で定めている。</u></p>
5. 評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定められているか。	○	<p><u>運営、議決方法、規格評価プロセスについて規則等で定めている。</u></p> <p>設備技術規格評価委員会規則及び関連要領において、運営、議決方法、評価プロセス等を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備技術規格評価委員会規則 第7条および第16条 ・民間規格等制改定の審議に係る要領 2. 項および3. 項
6. 関係する省令基準および基準解釈の条文（既に引用されている	○	<p><u>添付資料1の技術評価書により保安検査の方法としての保安面での妥当性につい</u></p>

評価プロセスの要件	評価	確認内容
民間規格等を含む)を明らかにし、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、要件で定められた観点で評価し、評価結果を評価書として取りまとめられているか。		<u>て確認した。</u>
7. 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りではない。	○	<u>設備技術規格評価委員会の業務計画は、事業計画として設備技術規格評価委員会のホームページで公表している。</u>
8. 民間規格等の評価を取りまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、技術評価書を添付してパブリックコメントによる意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。	○	<u>添付資料4の通り、パブリックコメントを実施した。</u> ① パブリックコメントの期間： ●●年●月●日～●●年●月●日 (30日間) ② 媒体： 設備技術規格評価委員会のホームページ
9. 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。	○	<u>承認した規格は、設備技術規格評価委員会のホームページに公開する。</u>

III. 添付資料

資料1 技術評価書（設備技術規格評価委員会名簿、民間規格等作成団体の作成資料（添付資料1～6）等を含む）

資料2 民間規格等制定案

資料3 プロセス評価委員会 委員名簿

資料4 設備技術規格評価委員会のホームページ公示文及び意見募集の結果

表1：委員の選定カテゴリ

カテゴリ 表示名	カテゴリ（属性）	設備技術規格 評価委員会	プロセス 評価委員会	外部評価 委員会
AC	学識者	◎		○
AP	A認定事業者または スーパー認定事業者	◎		
IN	検査会社等	◎		
PR	圧力設備設計/製作会社等	◎		
EN	エンジニアリング会社等	◎		
CR	保険会社、試験/認証会社 又は第三者安全性審査会社等	◎		
CN	一般消費者		○	
LW	弁護士		○	○
JR	ジャーナリスト		○	
AT	国または地方自治体を含む 規制関係機関/団体		○	
OT	その他（有識者等）			

【記号説明】

◎：兼任

○：専任

空欄：必要に応じて任命

民間規格等作成団体の審議に係る説明

件名	[①審議依頼の件名（制定/改定）を記載]（記載例）
① 案件の要望者	●●規格原案作成委員会 委員長 [②委員長名を記載]
② 民間規格等作成団体の承認日	[③例を参考に承認日を記載] 例：第●●回規格原案作成委員会（●●年●●月●●日）にて承認
③ 民間規格等作成団体における議決の状況	[④例を参考に記載] 例：委員数●●名（全員）賛成
④ 民間規格等作成団体で提出された主な意見及びその意見への対応概要	[⑤意見の有無、意見への対応を記載]
⑤ 関係技術基準等への適合性に関する説明	[⑥説明を記載]
⑥ 制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要	[⑦結果と意見への対応を記載]
⑦ 定期的改定に関する事項	[⑧例を参考に記載] 例：次回見直しは xx 年の予定
⑧ 審議記録の保存に関する事項	●●規格原案作成委員会規則に従い、5年間以上保管
⑨ 技術的な事項の問い合わせへの対応	●●規格原案作成委員会にて対応
⑩ その他、特記事項	[⑨特記の内容を記載]

添付資料2

提出時に民間規格等作成団体の規則を挿入

添付資料3

民間規格等作成団体 規格原案作成委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

[①日付を入力(例：●年●月●日)]

委員区分	委員名	勤務先
委員長	[②氏名を記載]	[③勤務先を記載]
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		

添付資料4

概要説明資料挿入

添付資料5

審査対象となる民間規格を含む詳細説明資料挿入

自己審査書

技術評価の要件 (附属書1および民間規格評価機関の要件 2.(3)⑥より)	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が附属書1に記載された要件を満たしているか。 ※附属書1に対する差異事項がある場合はその説明をすること。	
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。	
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。	
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。	